

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年第4回市議会定例会議案説明書（3）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

23	議案第66号	市長専決処分事項承認について……………	3
24	議案第67号	教育委員会委員の任命について……………	3
25	報告第18号	令和4年度足利市決算に係る健全化判断比率及び資金不足 比率について……………	3

23 議案第66号 市長専決処分事項承認について

境界確定請求事件の判決について、本市における今後の境界確認業務に及ぼす影響を考慮し、上級審の判断を求めるため、控訴するに当たり専決処分をしたので、議会の承認を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第179条 (長の専決処分)
- 民事訴訟法 第281条 (控訴をすることができる判決等)

24 議案第67号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員のうち、笠原健一委員の任期が本年10月9日に満了となるので、後任委員の任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第2条 (設置)
第3条 (組織)
第4条 (任命)
第5条 (任期)
第6条 (兼職禁止)
- 現任委員

氏名	住所	任期限
笠原健一		5. 10. 9
木村知己		6. 10. 5
松村由紀		7. 10. 7
野口直美		8. 10. 5

25 報告第18号 令和4年度足利市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

令和4年度足利市決算に係る健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、法の定めるところにより監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、提出するものである。

(提出の根拠)

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条 (健全化判断比率の公表等)
第22条 (資金不足比率の公表等)

(参照事項)

- 地方自治法 第233条 (決算)
- 地方公営企業法 第30条 (決算)

(健全化判断比率及び資金不足比率別冊のとおり)